

第8回 周防大島地域の県管理河川における 大規模氾濫に関する減災対策協議会

議事次第

- (1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正
- (2) 取組の進捗状況
- (3) 「地域の取組方針」の見直し

配布資料

- | | |
|------------------|---------|
| ・ 規約(案) | ・・・ 資料1 |
| ・ 流域治水部会設置要綱(案) | ・・・ 資料2 |
| ・ 地域の取組方針(案) | ・・・ 資料3 |
| ・ 協議会資料 | ・・・ 資料4 |
| ・ 減災に係る取組の進捗状況 | ・・・ 資料5 |
| ・ 地域の取組方針(見え消し版) | ・・・ 資料6 |

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (案)

(名 称)

第1条 本会の名称は、周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設 置)

第2条 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

(目 的)

第3条 協議会は、周防大島町内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、周防大島町、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、屋代川、三蒲川、宮崎川、宮川、その他周防大島町内の県管理河川を対象とする。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は第3条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第8条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、第3条の目的を達成するために協議・検討が必要な事項ごとに部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年5月29日から施行する。

一部改正、平成30年2月26日

一部改正、令和元年5月21日

一部改正、令和3年6月15日

一部改正、令和5年 月 日

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委員) 周防大島町長
 気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
 山口県 総務部 理事 (危機管理担当)
 〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会 設置要綱 (案)

(設置)

第1条 「周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)規約第9条の規定に基づき、「流域治水部会」(以下、「部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(実施事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を実施し、その結果を協議会、幹事会に報告する。

- (1) 「流域治水」の全体像の共有・検討
- (2) その他、流域治水に関して必要な事項

(組織構成)

第4条 部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者に意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 部会は、原則非公開とし、部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和3年6月15日から施行する。

一部改正、令和5年 月 日

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会

(部会員)

周防大島町 総務課

周防大島町 建設課 施設整備課

周防大島町 農林課 農林水産課

周防大島町 水産課

気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台

山口県 農林水産部 農村整備課

山口県 農林水産部 森林整備課

山口県 農林水産部 柳井農林水産事務所

山口県 土木建築部 都市計画課

山口県 土木建築部 砂防課

山口県 土木建築部 柳井土木建築事務所

山口県 土木建築部 河川課

周防大島地域の減災に係る取組方針 (案)

令和〇年〇月〇日

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設の能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めていくこととされた。

また、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

本県でも、平成21年、22年、25年、26年と豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要があることから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、周防大島町、下関地方气象台及び山口県からなる「周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」）を平成29年5月29日に設立した。

その後、水防法の改正により、「都道府県大規模氾濫減災協議会制度」が創設されたことに伴い、本協議会は、平成30年2月26日に水防法に基づく協議会に移行した。

本協議会では、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「周防大島地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめたうえ、減災に向けた対策を推進してきた。

また、近年は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、これまでの「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働

して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会の形成を目指すことが求められている。

本協議会は、引き続き、各構成機関が連携して減災に係る取組を推進し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき作成したものである。

2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、周防大島町、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 周防大島町長
 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長
 山口県 総務部 理事（危機管理担当）
 〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

3 周防大島地域の概要と主な課題

周防大島町は、山口県東南に位置し、瀬戸内海に浮かぶ島では3番目の面積を有しており、本土とは大島瀬戸を渡る大島大橋によって連結している。全般的に山岳起伏の斜地で600m級の山々が連なり、二級河川屋代川や、三蒲川、宮崎川、宮川等に沿って丘陵地が形成され、海岸線には国道437号や主要県道の環状道路網が形成されている。

本地域を流れる河川は、二級河川の屋代川水系屋代川及び一本松川、三蒲川水系三蒲川及び吉野川、宮崎川水系宮崎川、宮川水系宮川、坂本川水系坂本川、椋野本川水系椋野本川、庄地川水系庄地川、流田川水系流田川、津原川水系津原川、山根川水系山根川、立田川水系立田川、古川水系古川がある。

本地域における課題としては、ひとたび洪水等による氾濫が発生した場合、浸水により甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

4 現在の取組状況及び課題

周防大島地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの 確認	基準水位に達した旨の情報を発信	県・町相互の情報共有が必要	1
	防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを作成・運用	タイムラインを 関係機関 で共有するとともに、 時点修正等を適切に行う ことが必要	2
	避難指示等の発令判断に資する情報の迅速な伝達・共有を図るため、 ホットライン を運用	迅速な情報伝達 が図られるよう、 ホットライン の適切な運用が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を基に避難所等を指定し、ハザードマップ等により周知	中小河川等における洪水浸水想定区域の 指定 が必要	4
	避難所看板の設置 や更新 を実施	ハザードマップの 作成 や見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5
	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について周知	要配慮者利用施設の避難対策の検討 や個別避難計画 の作成が必要	6
	率先避難・呼びかけ避難の推進について周知	地域住民による自主的な避難体制づくりを推進することが必要	7

住民等への避難情報の伝達体制や方法	<p>防災情報システム、防災行政無線、防災メール、ウェブサイト、SNS、報道機関等を活用し、避難情報や避難所開設等の各種防災情報を提供</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化を図るとともに、各種情報伝達手段の認知度向上が必要</p>	8
	<p>氾濫危険水位等に基づく避難指示等を発令する場合は、上記と併せ広報車等により周知</p>	<p>水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要</p>	9
	<p>住民の取るべき行動を5段階の警戒レベルにより提供</p>	<p>自主的な避難行動を判断するための参考となる「警戒レベル相当情報」等の理解の促進が必要</p>	10
河川水位等に係る情報提供	<p>水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等） 簡易型水位計、河川監視カメラを導入</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	11
河川巡視	<p>治水上の影響に応じた区間に区分し、定期的な河川巡視を実施 出水後は緊急巡視等を実施</p>	<p>河川巡視や重要水防箇所の情報提供・共有を継続的に実施することが必要</p>	12
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫等に水防資機材を備蓄 水防計画において、水防資機材の保管位置や備蓄量を情報共有</p>	<p>水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の継続的な情報共有が必要</p>	13

リスクの周知	<p>水位周知河川において、洪水浸水想定区域図・ハザードマップを作成・公表</p> <p>水害履歴の調査・整理を行い、関係機関で共有</p> <p>特別警報の呼びかけ方法や、警報・注意報の発表基準等の改善を実施</p> <p>洪水キキクル（危険度分布）の基準等の改善や民間事業者と連携した通知サービスを導入</p>	<p>水位周知河川に指定されていない中小河川等において洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表が必要</p>	14
		<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	15
		<p>警報・注意報等の防災気象情報の発表方法の改善や、精度の向上について、継続的に検討することが必要</p>	16
		<p>中小河川等における洪水災害発生の危険度の高まりを把握するため、洪水キキクル（危険度分布）について、より一層の周知が必要</p>	17
防災意識の啓発活動	<p>防災をテーマとした講演やAR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習等を実施</p> <p>自主防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p> <p>過去の被害を取りまとめた「災害教訓事例集」を改定</p> <p>「やまぐち防災学習館」等のWebサイトで、防災学習に活用できる資料を公開</p> <p>小中学生を対象に「避</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要</p>	18
		<p>関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要</p>	19

	難カード」を配布 気象台において、自治 体職員の防災対応力向上 を図るためのワークショ ップ等を実施		
--	--	--	--

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施し、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりである。

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、各構成機関が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
 - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの**確認**
 - (2) 洪水浸水想定区域の指定、周知と**避難対策の強化**
 - (3) **住民等への避難情報の伝達体制の強化**
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
 - (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
 - (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
 - (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
 - (2) 出前講座等を活用した**防災意識の啓発**
 - (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知

6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的とした各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの 確認	洪水対応や訓練等により課題が見つかった場合等、必要に応じて「タイムライン」を検証、改訂する。 河川の状況や気象情報等を迅速に伝達、共有するための「ホットライン」を適切に運用する。	1, 2, 3	継続	全体
洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	水位周知河川に指定していない中小河川等においても浸水想定区域を指定するとともに、避難所等の見直しを行うなど、避難対策の強化を図る。	4, 5, 14	R3～	県、町
	要配慮者利用施設における避難確保計画や個別避難計画の作成等を促進し、避難の実効性確保に努める。	6	継続	県、町
	自主防災組織の育成や活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図る。	7	継続	県、町
住民等への避難情報の伝達体制の強化	防災メール等の多様な情報伝達手段について普及・啓発等を図る。	8, 9	継続	全体

	住民等の的確な避難行動を促す各種防災情報について、内容をわかりやすく周知し、理解の向上を図る。	8, 10	継続	全体
--	---	-------	----	----

効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	13	継続	県、町
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報をあらかじめ共有するとともに、リアルタイムの水位情報の共有により、水防活動の円滑化を図る。	11, 12	継続	県、町

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について指導する。	6, 9	継続	県、町
出前講座等を活用した 防災意識の啓発	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進や 防災学習等の一層の充実 を図る。	7, 18, 19	継続	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知	洪水浸水想定区域図やハザードマップを作成・公表するなど、中小河川等における水害リスク情報の充実化を図る。	4, 14	R3～	県、町

	避難行動のきっかけとなる河川水位情報等の充実化や、防災情報伝達手段の普及・啓発等を図る。	8, 11	継続	全体
	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	10, 15, 16, 17	継続	全体

7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。

第8回

周防大島地域の県管理河川における 大規模氾濫に関する減災対策協議会

目次

- (1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正
- (2) 取組の進捗状況
- (3) 「地域の取組方針」の見直し

(1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正

◆ 規約

別表-2 周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

(新)	(旧)
(幹事)	(幹事)
周防大島町 総務課長	周防大島町 総務課長
// <u>施設整備課長</u>	// <u>建設課長</u>
気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台 防災管理官	気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台 防災管理官
山口県 総務部 防災危機管理課長	山口県 総務部 防災危機管理課長
// 土木建築部 河川課長	// 土木建築部 河川課長
// // 柳井土木建築事務所 次長	// // 柳井土木建築事務所 次長

(1) 規約・流域治水部会設置要綱の改正

◆ 流域治水部会設置要綱

別紙 周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会流域治水部会

(新)	(旧)
<p>(部会員) 周防大島町 総務課 周防大島町 <u>施設整備課</u> 周防大島町 <u>農林水産課</u></p> <p>気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台</p> <p>山口県 農林水産部 農村整備課 山口県 農林水産部 森林整備課 山口県 農林水産部 柳井農林水産事務所 山口県 土木建築部 都市計画課 山口県 土木建築部 砂防課 山口県 土木建築部 柳井土木建築事務所</p> <p>山口県 土木建築部 河川課</p>	<p>(部会員) 周防大島町 総務課 周防大島町 建設課 周防大島町 <u>農林課</u> 周防大島町 <u>水産課</u></p> <p>山口県 農林水産部 農村整備課 山口県 農林水産部 森林整備課 山口県 農林水産部 柳井農林水産事務所 山口県 土木建築部 都市計画課 山口県 土木建築部 砂防課 山口県 土木建築部 柳井土木建築事務所</p> <p>山口県 土木建築部 河川課</p>

※ 下関地方气象台は、県内全ての「流域治水部会」に参画します。

(2)取組の進捗状況

◆「地域の取組方針」の振り返り

減災対策協議会を設置

国土交通省が進める「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、水害リスク情報や減災のための目標を共有し、県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため、市町ごとに減災対策協議会を設置

第2回協議会で、減災に係る「地域の取組方針」を策定

<概ね5年間で達成すべき減災目標>

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、関係機関が連携して、「逃げ遅れ
ゼロ」を目指す。

関係機関が連携して 対策を推進

概ね5年が経過

- 協議会で実施した主な取組について、進捗状況を確認・共有

資料⑤

(3)「地域の取組方針」の見直し

◆ 見直しの方針

水防災に係る近年の動向

- 気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進
- 水害リスク情報の空白域においても浸水被害が発生
- 新技術やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の加速化 など

「地域の取組方針」を見直し

資料⑥

（見直しの方針）

- 施設では防ぎきれない大規模水害に対して「逃げ遅れゼロ」を目指す
- 関係機関が一体的・計画的に実施してきた3本柱の取組を継承し、各機関の連携強化と取組の充実化により、災害への備えを継続する

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

(3)「地域の取組方針」の見直し

◆ 今後の取組にあたってのポイント

➤ 施設では防ぎきれない大規模水害に対し、以下のような点に着眼して、各構成機関が連携して対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

- タイムラインやホットライン、ハザードマップなど、これまでの取組成果を活かして、防災減災に役立てるとともに、さらなる改善、充実化を検討
- 防災学習の推進や適時・的確な情報発信など、今後も、継続的に実施する必要がある取組は、引き続き、着実に推進
- あらゆる関係者が協働して「流域治水」を推進するため、流域治水部会での情報共有を継続し、関係部局間の連携体制の構築や広域的な視点からの対策を検討
- 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大による水害リスク情報の空白地帯の解消など、水防法の改正に適切に対応
- 防災・減災のための新技術の動向を注視し、既存の取組のさらなる改善、充実化を検討
- 予測精度のさらなる向上や、気象監視・予測体制の強化など、引き続き、着実に推進

など

(3)「地域の取組方針」の見直し

例) 住民等の的確な避難行動を促す河川防災情報の周知

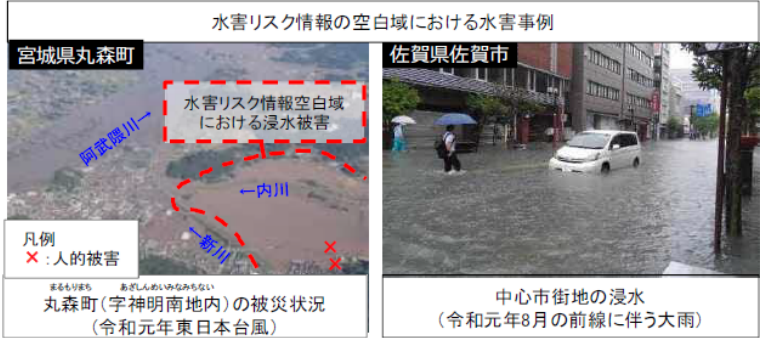
➤ 水防法の改正に伴い、全ての県管理河川を対象に洪水浸水想定区域図等の作成を推進

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

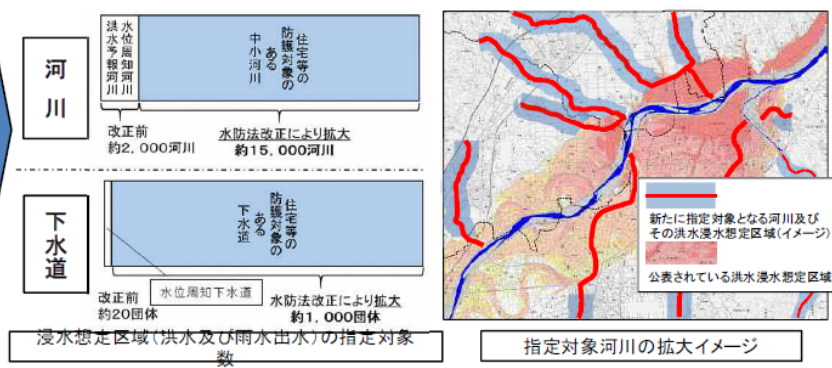
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIIIに位置付け

周防大島地域の減災に係る取組方針

減災に係る取組の進捗状況

取組方針の概要

◆ 5年間で達成すべき目標

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、周防大島町、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

◆ 上記目標の達成に向けた3本柱の取組

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

取組方針の概要

①情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	具体的な対応
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none">■ 水害対応タイムラインの作成・運用■ 決壊・漏水等の通報体制の明確化
避難勧告等(※)の発令判断を担う責任者(市長、危機管理監等)と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制(ホットライン)の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none">■ ホットラインによる情報伝達・共有体制の強化
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none">■ 洪水浸水想定区域図の作成■ ハザードマップの作成、周知、利活用■ 避難対策の強化・見直し■ 住民等の的確な避難行動を促すための情報の幅広い周知、伝達の迅速化
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none">■ 過去の水害履歴等の調査・整理■ 簡易型水位計による水害リスク情報の提供

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

取組方針の概要

②効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	具体的な対応
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none">■ 水防倉庫の位置や資機材の備蓄量等の確認■ 山口県総合防災訓練による連携強化■ 水防に係る広報活動
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	<ul style="list-style-type: none">■ 重点監視箇所等のリスク情報の共有■ 河川巡視情報の共有
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	<ul style="list-style-type: none">■ 業務継続計画(BCP)の確認、検討■ 防災拠点となる施設の整備

取組方針の概要

③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	具体的な対応
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難確保計画の策定等の対応について助言・指導・支援
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災意識の啓発に向けた広報活動の推進 ■ 出前講座や防災学習の推進
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川監視カメラによる河川水位情報の提供 ■ よりわかりやすい情報発信方法の検討や幅広い周知 ■ 防災気象情報の発表方法の改善や精度向上

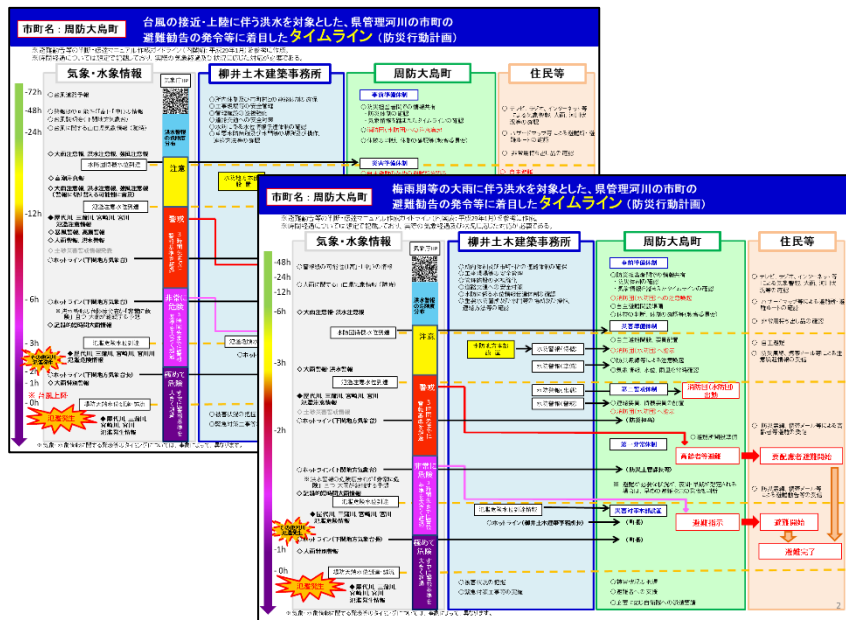
①情報伝達、避難等に関する取組

■洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定

- ▶ タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図った。
- ▶ また、県・町相互の情報共有体制を確認するとともに、よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化に資する取組を行った。

水害対応タイムラインの作成・運用

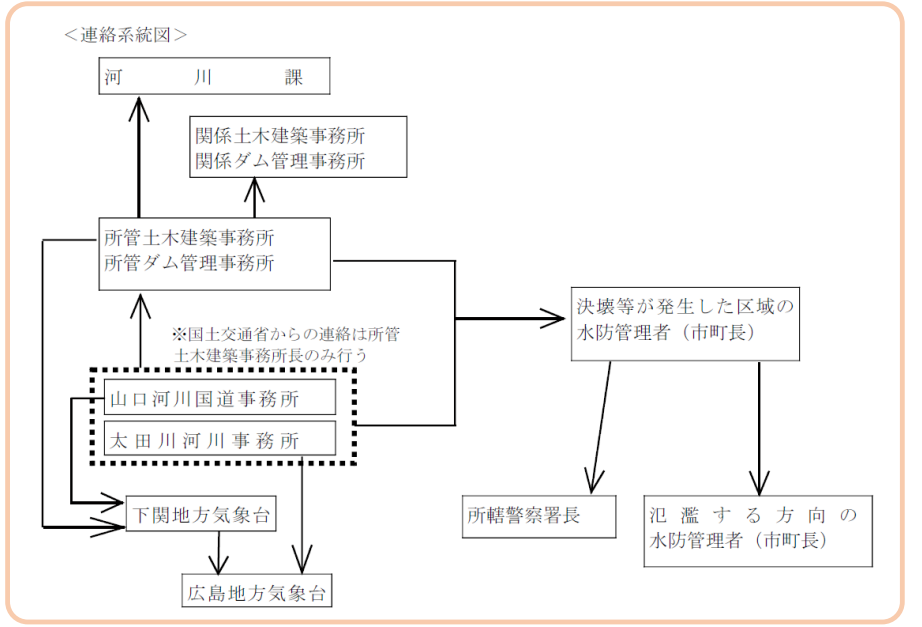
「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理したタイムラインを関係機関が連携して作成しました。



▲タイムラインの事例

決壊・漏水等の通報体制の明確化

平成30年7月豪雨を受けて情報伝達体制の見直しを行い、地域防災計画にて、関係者に対する情報伝達の規定を追加しました。



▲山口県地域防災計画第3編第13章水防計画

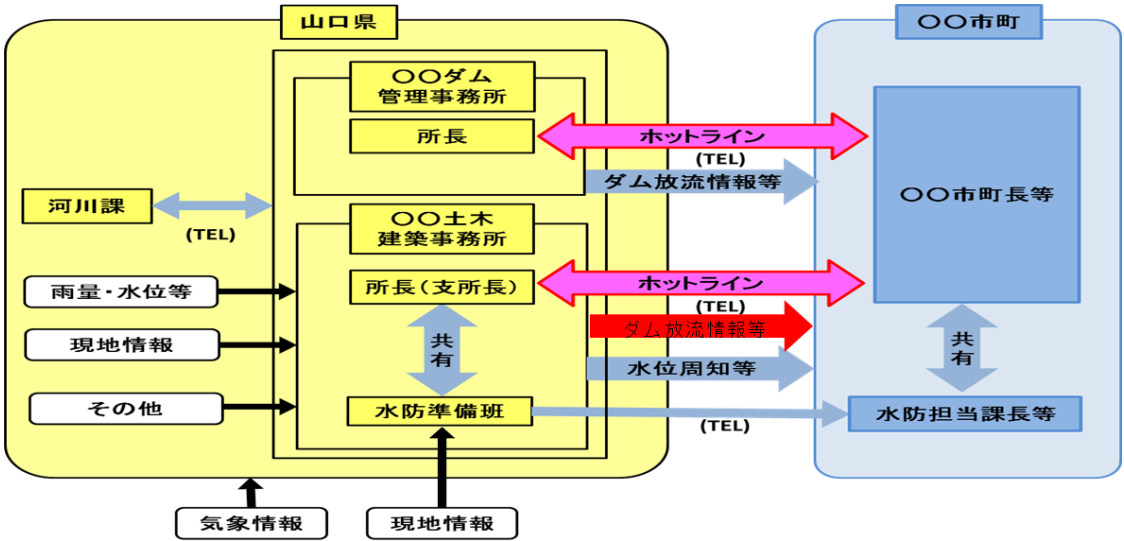
①情報伝達、避難等に関する取組

■避難指示等の発令判断を担う責任者と土木建築事務所長が
直接情報を伝達、共有する体制の構築

➤ 河川に関する情報を適時・適切に情報提供するため、ホットラインの本格運用を開始し、情報伝達、情報共有の強化を図った。

ホットラインによる情報伝達・共有体制の強化

避難指示等が発令されるような緊急時に、河川管理者、ダム管理者及び市町長等とが直接、情報を伝達・共有するため、平成30年からホットラインの本格運用を開始しました。



県⇒市町	主な伝達事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したこと ※原則、1洪水1伝達(初回の水位到達時に伝達) ・ 避難指示等の発令の判断に直結するような緊急又は重要な情報 ・ ダム(ゲートレスダム含む)の異常洪水時防災操作への移行(予告、移行時)

▲ホットラインの仕組み

①情報伝達、避難等に関する取組

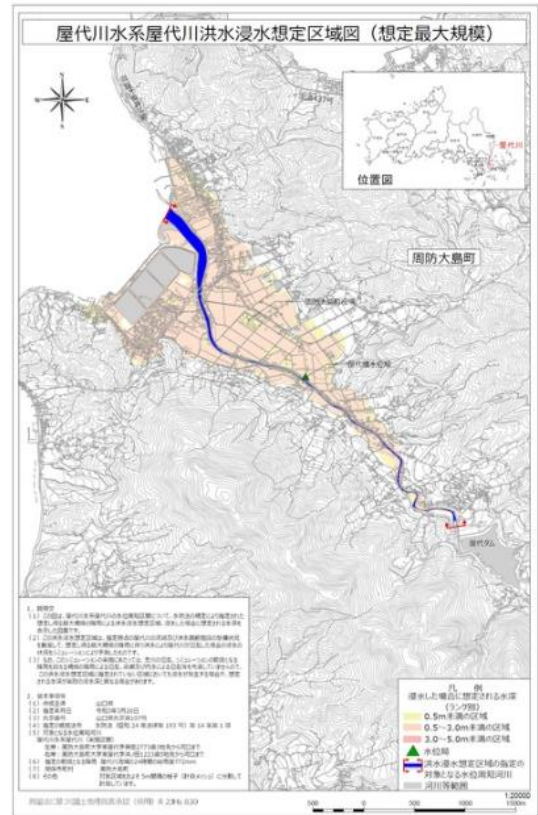
■想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化

- 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップへの見直し・公表を行った。
- また、避難体制や情報伝達体制の整備による避難対策の強化を図った。

洪水浸水想定区域図の作成

洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図の作成を行いました。

水系名	河川名	想定最大規模公表状況	想定最大規模公表年月日
屋代川水系	屋代川	公表済み	令和3年3月26日
三蒲川水系	三蒲川	公表済み	令和3年3月26日
宮崎川水系	宮崎川	公表済み	令和3年3月26日
宮川水系	宮川	公表済み	令和3年3月26日



▲浸水想定区域図の例

①情報伝達、避難等に関する取組

ハザードマップの作成、周知、利活用

想定最大規模の洪水に対して避難場所や避難経路等の検討を行い、ハザードマップにより住民等に周知しています。

▲洪水ハザードマップ(例)



▲地域の学生への説明会の様子

▲Web版ハザードマップ

①情報伝達、避難等に関する取組

避難対策の強化・見直し

ハザードマップの作成や法改正にあわせて、避難所等の見直しや周知方法の検討を行ったほか、避難指示等の発令基準の見直しや避難体制の強化を図っています。

○ 率先避難・呼びかけ避難体制づくり

地域の災害リスクを知り、地域の状況にあった方法で、危険が迫る前に住民どうしが呼びかけあって避難する体制づくりを推進しています



▲動画(YouTube)による紹介

○ 避難情報・避難のタイミング等の周知・啓発



▲広報誌



▲チラシ

【光市新宮地区】令和2年7月6日からの大雨における呼びかけ避難

- 平成30年7月豪雨で浸水被害を受けた光市新宮地区では、令和元年度に**率先避難・呼びかけ避難体制（連絡網）**を整備した。その後、**避難訓練**を行うなど、「逃げ遅れゼロ」に向けた積極的な取組を進めている。
- 令和2年7月の大雨**の際には、警戒レベル3の発令後、昨年度整備した体制（連絡網）に基づき、**避難の呼びかけが行われ、多くの方が早期に避難所、知人宅、親戚宅、ホテル等に分散避難**を行った。

① 平成30年7月豪雨

- ◆7/5から7/8にかけて激しい雨が降り、8日未明に島田川が氾濫
- ◆床上浸水・床下浸水など、大きな被害が発生

1.5m以上の浸水

② 避難体制整備

- ◆6/7 役員打ち合わせ
- ◆7/17 住民説明会
- ◆地域の災害リスクの確認
- ◆避難体制づくり(グループ、リーダー)
- ◆10/11 体制整備完了
- ◆12/18 避難訓練実施

リーダー イメージ

サブリーダー

1班長	2班長	3班長
A B	E F	I J
C D	G H	K L

訓練を通じ、実効性の高い体制へ

- 【リーダーから連絡】あらかじめ作成した連絡網で対象者に連絡
- 【避難場所へ避難】連絡を受け、避難
- 【避難所で受付】受付で避難者を確認 全員の避難を確認
- 【訓練の振り返り】改善点を議論

④ 令和2年7月の大雨

7月6日からの大雨の際には、昨年度整備した避難体制に基づき、呼びかけ避難が行われた

事前の準備

- ◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**分散避難**について検討

大雨・警戒レベル3

- ◆梅雨前線に伴う大雨により、大雨・洪水警報が発令
- ◆市が**警戒レベル3**を発令

呼びかけ避難

- ◆リーダーから、**連絡網**に基づき、**避難を呼びかけ**
- ◆**早期避難を開始**

安全な場所へ避難

- ◆避難所、知人宅、親戚宅など、安全な場所に**分散避難**
- ◆「逃げ遅れゼロ」に向け、近隣の地域で同様の取組を進めています。

出典：山口県防災危機管理課LP

▲大雨の際の呼びかけ避難の事例

「避難」って何すればいいの？

小中学校やかが避難ではあ「避難」とは以下の4つの行

警戒レベル3です。避難所へ避難してください。避難所が満員の場合は、近隣の安全な場所へ避難してください。

行政が指定した避難場所への立寄り避難

安全なホテル・旅館への立寄り避難

室内安全確保

避難所へ避難

避難所が満員の場合は、近隣の安全な場所へ避難してください。

避難所へ避難

避難所が満員の場合は、近隣の安全な場所へ避難してください。

チラシ▶

①情報伝達、避難等に関する取組

○ 避難訓練の実施

洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難訓練を実施しています。



▲避難訓練の様子

○ 避難所となる施設の整備や機能強化

避難所の開設訓練、施設の耐水化、備品の整備、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営などを実施し、避難所機能の強化を図りました。



▲避難所の開設訓練の様子

○ マイ・タイムラインの普及促進

国土交通省が取り組んでいる、住民等が自ら避難について考え、行動するためのツールとなる「マイ・タイムライン」や「デジタル・マイ・タイムライン」について、国土交通省山口河川国道事務所から県や各市町の防災担当者へ情報提供を行いました。

水防浸透速報社会 両輪駆動プロジェクト 山口河川国道事務所 第1.1

マイ・タイムライン検討ツール「逃げキット」やデジタル・マイ・タイムラインの山口県内防災担当者向け説明会を開催

- ▶ 佐波川水系大規模氾濫に関する取組の一つとして、マイ・タイムラインやデジタル・マイ・タイムラインの取組の普及・促進を図るための県内説明会を開催しました。
- ▶ 山口県内の各市町の防災担当者が一堂に会する「山口県住民避難行動促進本部担当者会議」において、避難対策協議会におけるマイ・タイムラインの取組事例やデジタル・マイ・タイムライン

『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!

「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!

みんなが考えた「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安を『マイ・タイムライン』だよ!

市区町村	地区	家	マイ・タイムライン	防災関係者	学校	習字
<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>事前</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>1日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>2日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>3日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>4日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>5日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>6日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>7日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>8日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>9日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>
<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>	<p>10日目</p> <p>「台風が発生」してから「川の水位が上昇」するまでの目安をいつから行動するの、書いてみよう!</p>



出前講座・促進

マイ・タイムライン等説明会の実施風景

デジタル・マイ・タイムラインの紹介資料

で良い取組であり本市でも取組が始めたところの有無の記載がある。車を使って避難出来る制の一つとなる。

頂くと思う。市だけで実施するのは大変。出来、いつでもどこでも継続的でこれからのことあり、そこところは今後の改善点リスクがある地域もある。

いる地域について再確認できる点が多く、に進めてもらいたい。

取組を一層推進していきます。

お問い合わせ先
 国土交通省 中国地方整備局
 山口河川国道事務所 河川管理課
 〒747-8585 防府市面街1-10-20 TEL. 0835-22-1890

①情報伝達、避難等に関する取組

住民等の的確な避難行動を促すための情報の幅広い周知、伝達の迅速化

防災メールやSNS等の多様な手段により、情報発信や伝達体制の強化を図っています。

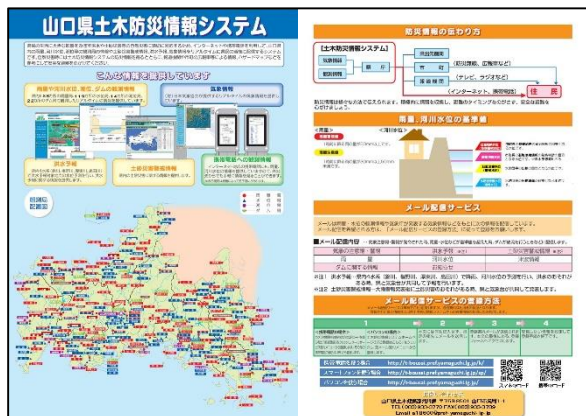
○ SNSによる防災情報の提供

Facebookアカウントリンク	発信する情報	担当課
周防大島町	(1) 新たな制度やイベント・競技会等のタイムリーな情報 (2) 災害時の緊急情報	政策企画課 TEL 0820-74-1007
	Twitterアカウントリンク	発信する情報
周防大島町	(1) 新たな制度やイベント・競技会等のタイムリーな行政情報 (2) 災害時の緊急情報 (3) 周防大島町の風物詩など町の魅力を高めることができる情報 ※周防大島町Twitterページ運用ポリシー (79kbyte)	政策企画課 TEL 0820-74-1007 FAX 0820-74-1015

○ チラシ等の配布やポスター掲示



○ 防災メールの登録促進



「周防大島町防災メール」を登録しましょう

町に関する防災情報をお伝えする手段の一つとして「周防大島町防災メール」の配信サービスを行なっています。

登録を申し込まれた方に対し、町に関する防災情報・気象情報を携帯電話等にメール配信します。

ぜひ災害に対する備えとして登録しましょう。

なお、登録料は無料ですが、通信費用は利用者の負担となります。

【登録できる方】
携帯電話、パソコンなどのメールアドレスをお持ちであれば、どなたでも登録できます。

【情報配信する内容】
周防大島町に関する防災情報・気象情報・緊急情報を配信します。

- 防災情報
町が発信する防災・災害に関するもの（團気象に関する注意喚起、自主避難所情報等）
- 気象情報
気象庁が発表する気象警報など（大雨警報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等）
- 緊急情報
生命に関わる緊急性の高い情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等）

※緊急情報は登録に限らず、特定のエリアに対応する携帯電話等に配信されます。

①情報伝達、避難等に関する取組

簡易型水位計による水害リスク情報の提供

令和3年6月より「簡易型水位計」の運用を開始し、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網を充実させています。

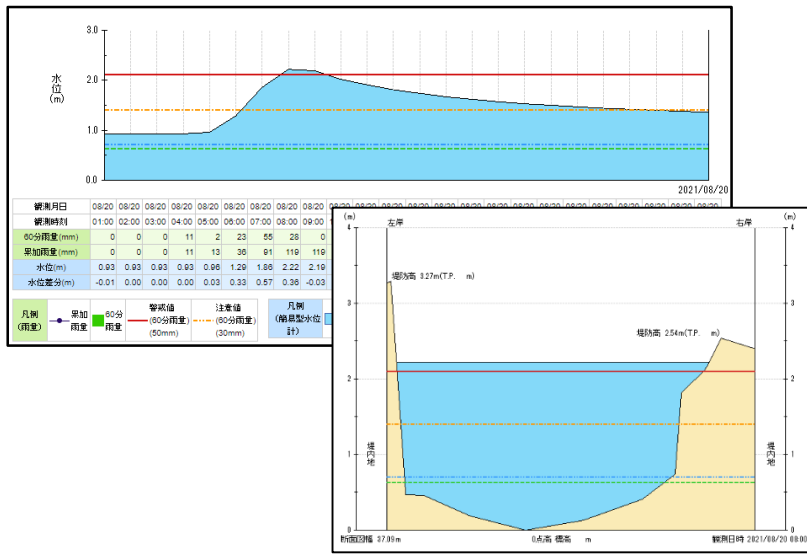
簡易型水位計の概要

- ・ 洪水時の水位観測に特化し、小型化・軽量化を図った低コストな水位計
- ・ 過去の浸水被害や社会福祉施設、学校等の要配慮者利用施設の立地場所等を総合的に勘案し設置箇所を選定
- ・ 周辺住民の自主避難の判断などに活用されることを期待



▲簡易型水位計

県内56か所で運用中



出典：山口県土木防災情報システム

▲簡易型水位計の水位表示の例

②効果的な水防活動に向けた取組

■水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認

➤ 水防活動の円滑化を図るため、水防倉庫の位置や備蓄量等の情報共有を行った。

水防倉庫の位置や資機材の備蓄量等の確認

水防計画において、水防資機材の備蓄量等について情報共有を行っています。

付表2 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表

区分	備蓄倉庫名(住所)	備蓄倉庫の面積(㎡)	備蓄品名										備蓄品数	備蓄品単価(円)	備蓄品総額(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			ポンプ	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材	浮力材				浮力材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
山口県	山口県庁	100	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400	410	420	430	440	450	460	470	480	490	500	510	520	530	540	550	560	570	580	590	600	610	620	630	640	650	660	670	680	690	700	710	720	730	740	750	760	770	780	790	800	810	820	830	840	850	860	870	880	890	900	910	920	930	940	950	960	970	980	990	1000	1010	1020	1030	1040	1050	1060	1070	1080	1090	1100	1110	1120	1130	1140	1150	1160	1170	1180	1190	1200	1210	1220	1230	1240	1250	1260	1270	1280	1290	1300	1310	1320	1330	1340	1350	1360	1370	1380	1390	1400	1410	1420	1430	1440	1450	1460	1470	1480	1490	1500	1510	1520	1530	1540	1550	1560	1570	1580	1590	1600	1610	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700	1710	1720	1730	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080	2090	2100	2110	2120	2130	2140	2150	2160	2170	2180	2190	2200	2210	2220	2230	2240	2250	2260	2270	2280	2290	2300	2310	2320	2330	2340	2350	2360	2370	2380	2390	2400	2410	2420	2430	2440	2450	2460	2470	2480	2490	2500	2510	2520	2530	2540	2550	2560	2570	2580	2590	2600	2610	2620	2630	2640	2650	2660	2670	2680	2690	2700	2710	2720	2730	2740	2750	2760	2770	2780	2790	2800	2810	2820	2830	2840	2850	2860	2870	2880	2890	2900	2910	2920	2930	2940	2950	2960	2970	2980	2990	3000	3010	3020	3030	3040	3050	3060	3070	3080	3090	3100	3110	3120	3130	3140	3150	3160	3170	3180	3190	3200	3210	3220	3230	3240	3250	3260	3270	3280	3290	3300	3310	3320	3330	3340	3350	3360	3370	3380	3390	3400	3410	3420	3430	3440	3450	3460	3470	3480	3490	3500	3510	3520	3530	3540	3550	3560	3570	3580	3590	3600	3610	3620	3630	3640	3650	3660	3670	3680	3690	3700	3710	3720	3730	3740	3750	3760	3770	3780	3790	3800	3810	3820	3830	3840	3850	3860	3870	3880	3890	3900	3910	3920	3930	3940	3950	3960	3970	3980	3990	4000	4010	4020	4030	4040	4050	4060	4070	4080	4090	4100	4110	4120	4130	4140	4150	4160	4170	4180	4190	4200	4210	4220	4230	4240	4250	4260	4270	4280	4290	4300	4310	4320	4330	4340	4350	4360	4370	4380	4390	4400	4410	4420	4430	4440	4450	4460	4470	4480	4490	4500	4510	4520	4530	4540	4550	4560	4570	4580	4590	4600	4610	4620	4630	4640	4650	4660	4670	4680	4690	4700	4710	4720	4730	4740	4750	4760	4770	4780	4790	4800	4810	4820	4830	4840	4850	4860	4870	4880	4890	4900	4910	4920	4930	4940	4950	4960	4970	4980	4990	5000	5010	5020	5030	5040	5050	5060	5070	5080	5090	5100	5110	5120	5130	5140	5150	5160	5170	5180	5190	5200	5210	5220	5230	5240	5250	5260	5270	5280	5290	5300	5310	5320	5330	5340	5350	5360	5370	5380	5390	5400	5410	5420	5430	5440	5450	5460	5470	5480	5490	5500	5510	5520	5530	5540	5550	5560	5570	5580	5590	5600	5610	5620	5630	5640	5650	5660	5670	5680	5690	5700	5710	5720	5730	5740	5750	5760	5770	5780	5790	5800	5810	5820	5830	5840	5850	5860	5870	5880	5890	5900	5910	5920	5930	5940	5950	5960	5970	5980	5990	6000	6010	6020	6030	6040	6050	6060	6070	6080	6090	6100	6110	6120	6130	6140	6150	6160	6170	6180	6190	6200	6210	6220	6230	6240	6250	6260	6270	6280	6290	6300	6310	6320	6330	6340	6350	6360	6370	6380	6390	6400	6410	6420	6430	6440	6450	6460	6470	6480	6490	6500	6510	6520	6530	6540	6550	6560	6570	6580	6590	6600	6610	6620	6630	6640	6650	6660	6670	6680	6690	6700	6710	6720	6730	6740	6750	6760	6770	6780	6790	6800	6810	6820	6830	6840	6850	6860	6870	6880	6890	6900	6910	6920	6930	6940	6950	6960	6970	6980	6990	7000	7010	7020	7030	7040	7050	7060	7070	7080	7090	7100	7110	7120	7130	7140	7150	7160	7170	7180	7190	7200	7210	7220	7230	7240	7250	7260	7270	7280	7290	7300	7310	7320	7330	7340	7350	7360	7370	7380	7390	7400	7410	7420	7430	7440	7450	7460	7470	7480	7490	7500	7510	7520	7530	7540	7550	7560	7570	7580	7590	7600	7610	7620	7630	7640	7650	7660	7670	7680	7690	7700	7710	7720	7730	7740	7750	7760	7770	7780	7790	7800	7810	7820	7830	7840	7850	7860	7870	7880	7890	7900	7910	7920	7930	7940	7950	7960	7970	7980	7990	8000	8010	8020	8030	8040	8050	8060	8070	8080	8090	8100	8110	8120	8130	8140	8150	8160	8170	8180	8190	8200	8210	8220	8230	8240	8250	8260	8270	8280	8290	8300	8310	8320	8330	8340	8350	8360	8370	8380	8390	8400	8410	8420	8430	8440	8450	8460	8470	8480	8490	8500	8510	8520	8530	8540	8550	8560	8570	8580	8590	8600	8610	8620	8630	8640	8650	8660	8670	8680	8690	8700	8710	8720	8730	8740	8750	8760	8770	8780	8790	8800	8810	8820	8830	8840	8850	8860	8870	8880	8890	8900	8910	8920	8930	8940	8950	8960	8970	8980	8990	9000	9010	9020	9030	9040	9050	9060	9070	9080	9090	9100	9110	9120	9130	9140	9150	9160	9170	9180	9190	9200	9210	9220	9230	9240	9250	9260	9270	9280	9290	9300	9310	9320	9330	9340	9350	9360	9370	9380	9390	9400	9410	9420	9430	9440	9450	9460	9470	9480	9490	9500	9510	9520	9530	9540	9550	9560	9570	9580	9590	9600	9610	9620	9630	9640	9650	9660	9670	9680	9690	9700	9710	9720	9730	9740	9750	9760	9770	9780	9790	9800	9810	9820	9830	9840	9850	9860	9870	9880	9890	9900	9910	9920	9930	9940	9950	9960	9970	9980	9990	10000

▲山口県地域防災計画第3編第13章水防計画

水防に係る広報活動

毎年5月は、「水防月間」と定められています。梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、水防に係る広報活動などを行っています。



山口県総合防災訓練による連携強化

災害時における対応の手順等の確認・習熟や防災関係機関(消防、警察、自衛隊、海保、医療機関等)の連携強化を図っています。



▲2022年山口県総合防災訓練

②効果的な水防活動に向けた取組

■洪水に対しリスクが高い区間の情報共有

- ▶ 毎年、出水期前に各河川の基準水位や重点監視箇所等の情報共有を図った。
- ▶ また、氾濫危険水位を超過した河川については緊急巡視を行い、その結果については速やかに関係機関と情報共有する体制を整備した。

重点監視箇所等のリスク情報の共有

各水位局における基準水位や、重点監視箇所など、洪水時におけるリスク情報について、毎年、出水期前に河川管理者から通知し、情報共有を図っています。

(2)洪水時の情報提供～①基準水位観測所における設定水位の意味～ 国土交通省

○ 国や都道府県では、洪水時において、予め定められた水位観測所における水位の情報を提供しています。この予め定められた水位観測所を「基準水位観測所」といいます。

○ 基準水位観測所毎に、災害発生時の危険度に応じた**基準水位**が設定されております。

レベル	水位など	基準水位観測所における設定水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、基準水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生	【氾濫危険水・市町村長・住民の避難指示等の実施】
4	(特別警戒水位) 氾濫危険水位	
3	避難判断水位	
2	(警戒水位) 氾濫注意水位	
1	氾濫注意水位・水防団の	

注：上記の位置づけ等は、「越えを強化し、危険がある場合

(2)洪水時の情報提供～②基準水位観測所の意味(区間代表性)～ 国土交通省

○ 各基準水位観測所にはそれぞれ**受け持ち区間**があります。

○ 基準水位観測所の水位は、受け持ち区間内の**堤防の低い地点**で決まっていますので、水位の情報は、観測所地点の情報(点の情報)ではなく、**受け持ち区間の情報(線の情報)**として見る必要があります。

氾濫危険水位は、基準水位観測所の受け持ち区間毎に**堤防の低い箇所**で決められています。

※関東地方整備局資料

▲情報提供に関する資料

河川巡視情報の共有

重大な異常を発見した場合に速やかに対応できるよう、河川の重要度に応じて、定期的な巡視点検を行っています。また、出水時においては、氾濫危険水位を超過した河川について緊急巡視を行い、応急対応や二次被害の防止を図るため、その結果については速やかに関係機関と情報共有しています。

FAX送信表 (緊急巡視・水位低下後巡視) した結果を下記のとおり送付します。 山口県△土木建築事務所 別紙

通知先	△土木建築事務所	通知先	県庁河川課	□口市町	下関地方気象台
通知日時	日 時 分	受信日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分
通知者		受信者			

避難情報確認欄 (巡視箇所の避難情報を確認後チェックすること)

河川名： _____ 巡視時刻： 時 分 ～ 時 分

項目	内容 (●：住民の安全に関わる情報)	巡視箇所(該当があれば○、手書き可)	記入例 □口市 □口地区
浸水状況	● 浸水しているか。 ● 決壊しているか。 ● 決壊のおそれがあるか。 (洪水、急流、崩壊、沈下等)		○
堤防	● 崩壊しているか。 ● 崩壊のおそれがあるか。 (亀裂、ほらみ出し、吸出し、基礎部の変状等)		○ (亀裂)
河道内	● 土砂や流木等で埋塞し背後地に溢れているか。 ● 次期出水時に背後地に溢れるおそれがあるか。		○
背後地の状況	● 家屋被害があるか。 ● 次期出水時に家屋被害を受けるおそれがあるか。		○
応急工事	● 応急工事を行う必要があるか。		○
その他			

※ 巡視中に●の異常を発見した場合は、ただちに土木事務所へ報告し、土木事務所から市町、気象台等に伝達すること。
 ※ 異常箇所は、位置図(手書き可)もFAXすること。また、●の異常箇所は、状況写真を別途メールすること。
 ※ 治水管理箇所は、治水区域図(手書き可)もあわせてFAXすること。
 ※ 列記している項目以外で重要な情報があった場合は、その他欄に内容を記載し、報告すること。

▲緊急巡視等様式

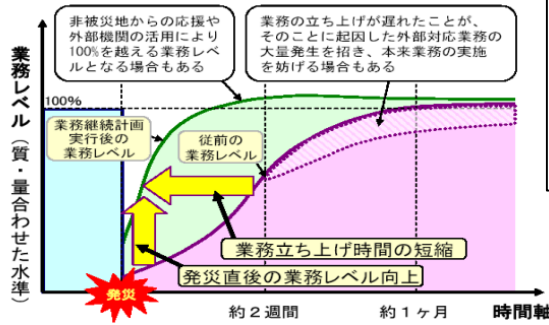
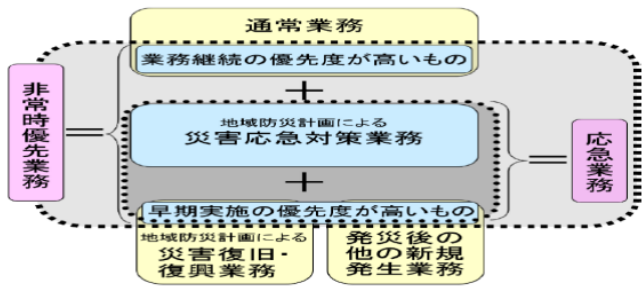
②効果的な水防活動に向けた取組

■庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討

➤ 庁舎等の被災時、業務立ち上げ時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上等を図るため、業務継続計画(BCP)に基づく対応について確認した。

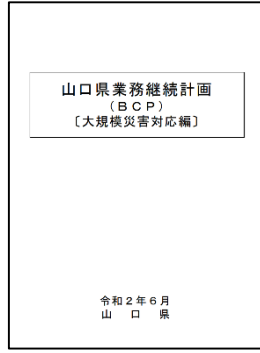
業務継続計画(BCP(Business Continuity Plan))の確認、検討

災害に伴う応急業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施できるよう、「山口県業務継続計画」や「周防大島町業務継続計画」を策定し、適宜改定を行っています。



▲業務継続計画(BCP)の考え方

出典:山口県業務継続計画



非常用電源の確保

想定する災害で自家発電設備が使用不能となったときは、可搬型発電機を業務継続に必要な機器、設備に限定して使用する。また、電力不足等の状況によって、事業者等に対して出力が大きい可搬式ディーゼル発電機等の借用を要請する。



③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

■ 出前講座等を活用した河川防災情報の周知

- ▶ 防災情報の周知に係る広報活動を推進し、防災意識の啓発を図った。
- ▶ また、関係機関や教育機関と連携し、防災学習の充実化を図った。

■ 防災意識の啓発に向けた広報活動の推進

防災ガイドブック、チラシ、HP、CATV等、多様な手段を活用して、防災情報の発信を推進しました。

○ やまぐち防災学習館の開設

家庭や地域で、防災や災害について「知り」、「備え」、「行動する」ために必要な資料をとりまとめた「やまぐち防災学習館」を、県HPに開設しました。資料は、家庭、地域、学校の防災学習に活用する場合は自由に二次利用することを可能にしています。



- 知る**
 - 家庭や地域の危険を知る
 - 過去の災害から学ぶ
 - 防災情報・気象情報を知る
 - 災害時の情報の入手方法を確認する
- 備える**
 - 1 家庭や個人で備える
 - 2 地域で備える
 - 地域で声を掛け合って避難する
 - 避難所の運営を考える
 - 防災学習・研修の講師を探す
 - 訓練を行う

○ 広報誌等による防災情報の発信

広報誌等において防災情報を発信し、住民の防災意識の啓発に取り組んでいます。



▲山口県広報誌「ふれあい山口」

③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

出前講座や防災学習の推進

出前講座や防災ワークショップを開催し、防災教育、防災学習の取組を推進しました。また、自治体職員の防災対応力の強化を図るため、防災対応ワークショップや勉強会を開催しました。

○ 出前講座等を活用した防災意識の啓発

自治会等を対象にした出前講座や、学校等における防災学習などの機会を通じて、防災意識の啓発に取り組んでいます。



○ AR機器を活用した防災体験学習講座の実施

子供たちに災害の恐ろしさや事前の備え、とるべき対応について理解と関心を促し、家庭等での備えにつなげるため、AR(拡張現実)機器による浸水体験を中心とした防災体験学習講座を実施しています。



○ 避難カードの作成

地域の危険を確認する方法や避難情報などの意味、情報のとり方を学びながら作成できる「避難カード」を全ての小中学生に配布しています。

わたし()の避難カード			
<small>(自宅の災害リスクと避難のタイミング)</small>			
災害の種類	どのような危険があるか(災害リスク)	いつ避げるか(避難の回数・タイミング)	どこに避げるか(避難場所)
<small>(家族や知りになる人の緊急連絡先)</small>			
名前	連絡先	(家の周りの地図)	
<small>(持ち出すもの(避難所で手に入らぬもの))</small>			
<input type="checkbox"/> 防災リュック	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 携帯充電器	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/>		
<small>(避難を呼びかける人とタイミング)</small>			
声をかける人(一緒に避げる人)	いつ声をかけるか(声をかけるタイミング)	連絡先	気をつけること(持ち物など)

紹介動画



- 1 AR機器を用いた浸水の疑似体験** 知る
 - 浸水災害を疑似体験し、**危険性を知る。**
- 2 体験を踏まえ、災害や必要な備えなどを学ぶ** 学ぶ
 - ARで**体験した状況が、実際に発生している**ことを学ぶ(自分ごととしてとらえる)
- 3 避難カードを作成・家庭等で備える** 備える
 - **家の周りの危険や避難のタイミング、避難場所などを避難カードに記入**(家庭での話し合い)
 - 県ウェブサイト「やまぐち防災学習館」において、印刷用データや「避難カードの作り方」動画を掲載中

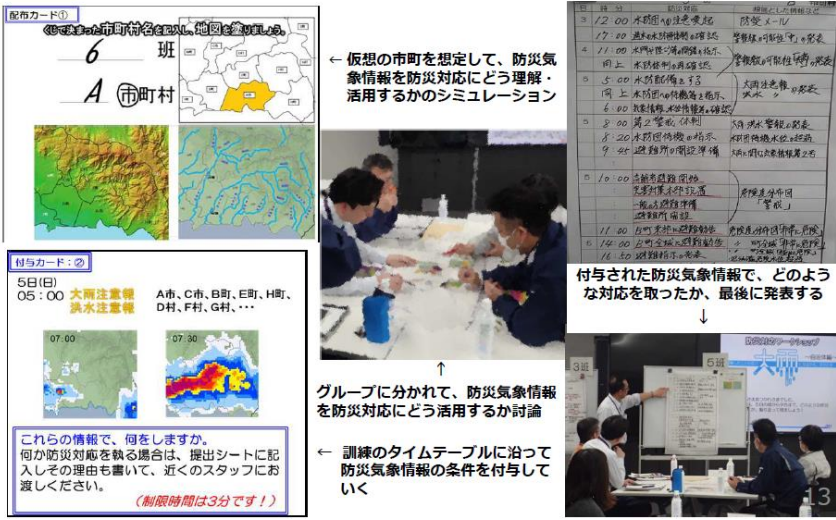
③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ 防災ワークショップの実施

気象台から発表される防災気象情報をもとに、どのような対応を取るべきかをシミュレーションを行い、自治体職員についても、防災対応力向上や防災意識の啓発を図っています。

訓練プログラム『気象防災ワークショップ』

気象台から発表（提供）される防災気象情報を活用し、災害リスクを読み解く力を付けていただくことを目的とした大雨防災対応シミュレーションゲーム



仮想の市町を想定して、防災気象情報を防災対応にどう理解・活用するかシミュレーション

グループに分かれて、防災気象情報を防災対応にどう活用するか討論

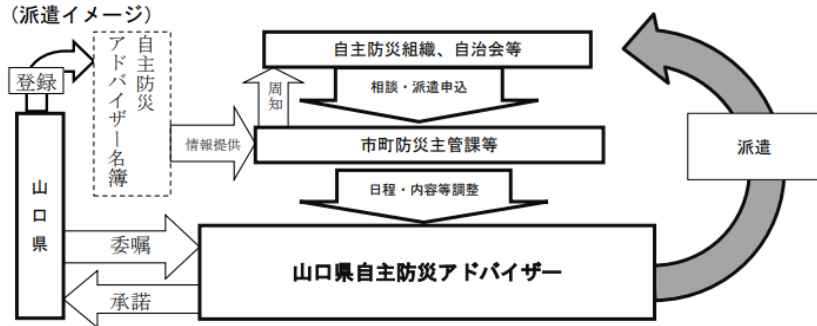
訓練のタイムテーブルに沿って防災気象情報の条件を付与していく

付与された防災気象情報で、どのような対応を取ったか、最後に発表する

（制限時間は3分です！）

○ 自主防災アドバイザーの養成・派遣

地域における災害対応力の向上を図るため、自主防災組織等への指導・助言を行えるスキルとノウハウを備えた「自主防災アドバイザー」を養成・派遣し、自主防災組織等が実施する研修・訓練等への支援を行っています。



▲山口県自主防災アドバイザー制度

○ ダムに関する理解の向上

「森と湖に親しむ旬間」の一環としてダム見学会を実施し、ダムの機能や効果、役割について説明を行い、ダムに関する知識を深めていただいています。



▲見学会の様子



▲山口県自主防災アドバイザー養成研修

③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

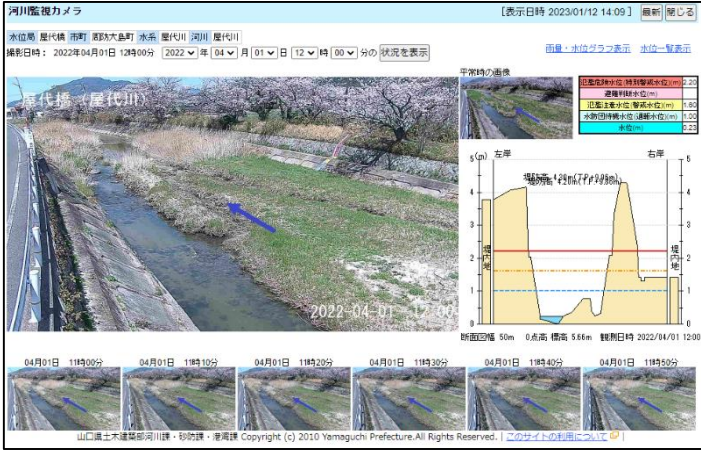
■住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討

- ▶ 防災・災害情報の発信に係る県民の認知度の向上に努めたほか、関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図った。
- ▶ また、警報・注意報等の防災情報に係る精度の向上や改善を図った。

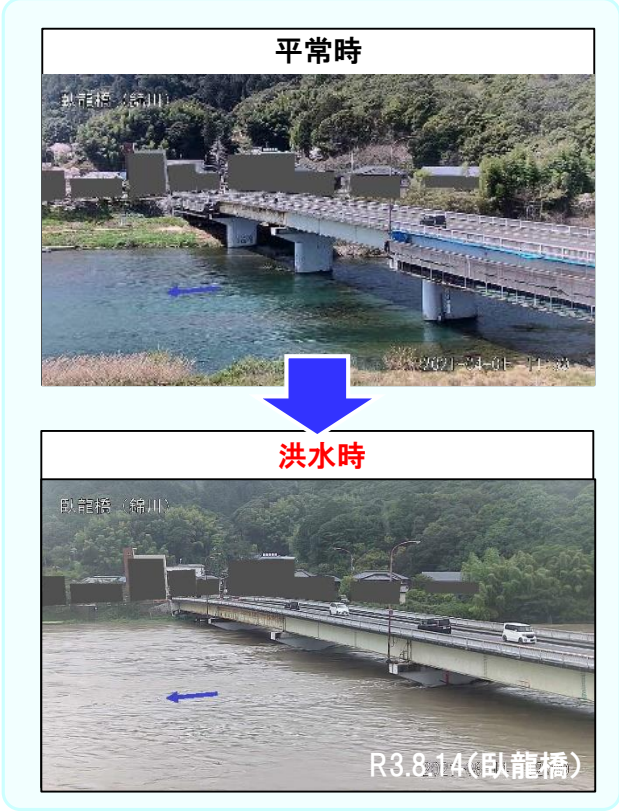
河川監視カメラによる河川水位情報の提供

洪水時の監視体制の強化を図り、住民等の的確な避難行動を促すことを期待し、河川監視カメラの整備を進め、より分かりやすい河川情報の発信に努めています。

- #### 河川監視カメラの概要
- ・ 静止画の撮影に特化し、ズームや首振り機能を削減した低コストなカメラ
 - ・ 住民の避難行動を促すリアリティのある画像をリアルタイムに提供



出典：山口県土木防災情報システム



▲河川監視カメラの設置例

▲河川監視カメラの画像表示の例

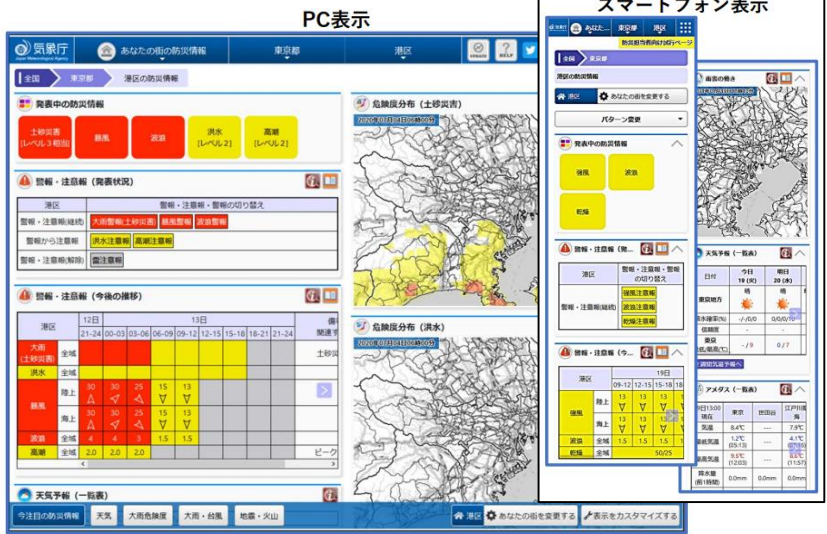
③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

よりわかりやすい情報発信方法の検討や幅広い周知

住民等の的確な避難行動を促すため、よりわかりやすい情報発信に努めています。

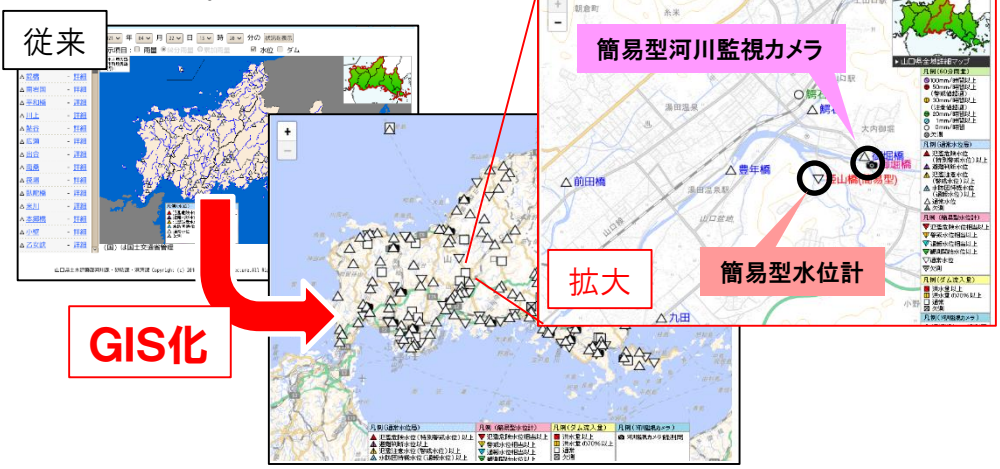
○ 気象庁ホームページのリニューアル

様々な防災気象情報が一つのページで見やすく確認できるようになったほか、スマートフォンでも見やすくなりました。



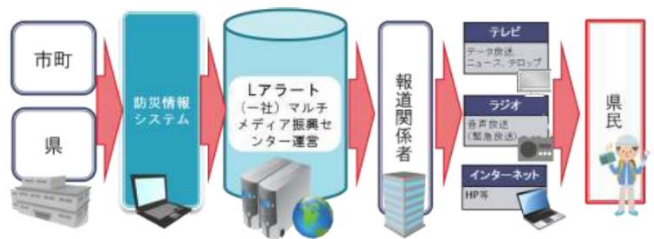
○ 山口県土木防災情報システムの改修

簡易型水位計や河川監視カメラの導入による観測箇所の増に併せて、地図情報をGIS化しました。



○ 防災やまぐちの周知

県内市町の避難指示等の発令状況や避難所の開設状況、気象情報などの防災関連情報を集約し、県民向けに発信する「防災やまぐち」の認知度向上を図っています。



▲ 防災やまぐち

③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

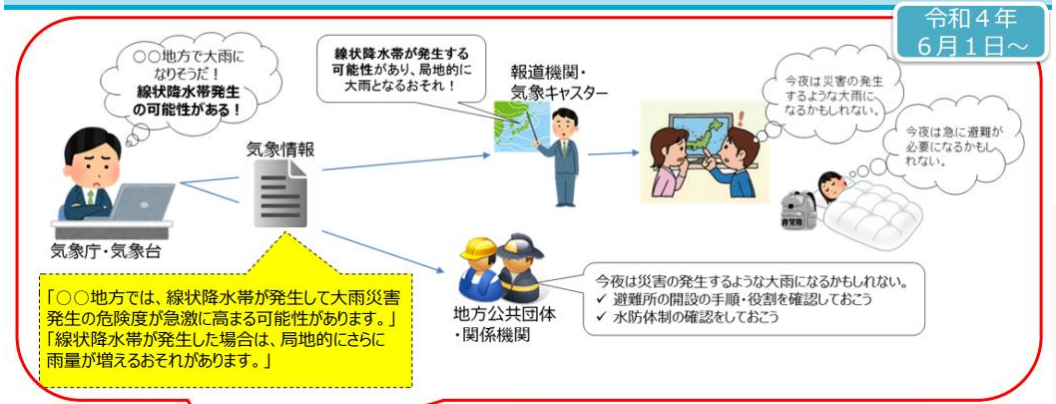
防災気象情報の発表方法の改善や精度向上

大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の基準の見直しや、キキクル等の精度向上に取り組んでいます。また、自治体防災担当者向けの勉強会や、報道機関向けの広報活動を実施し、防災気象情報の理解促進を図っています。

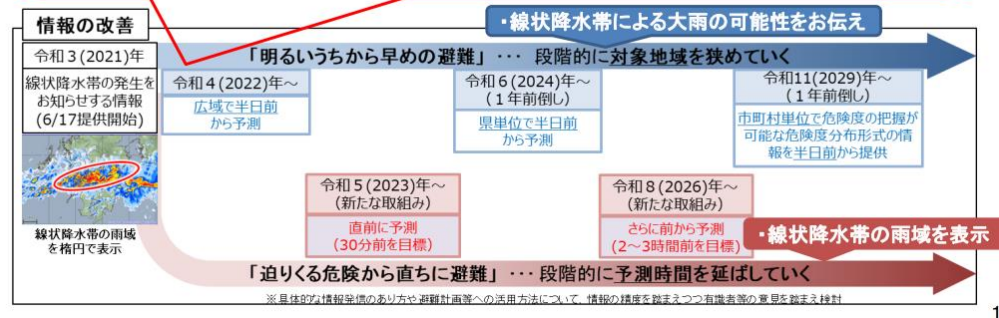
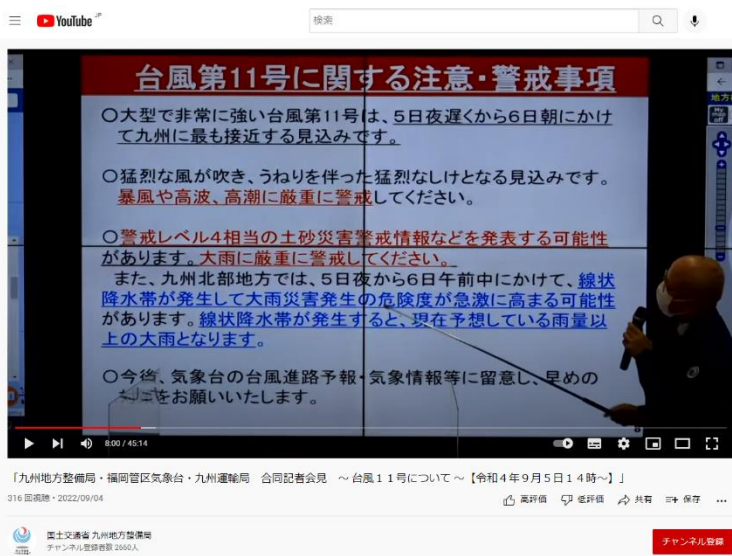
○ 「線状降水帯」による大雨の可能性の呼びかけ

線状降水帯が発生すると、災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、「線状降水帯」というキーワードを使った呼びかけを開始しました。また、令和4年6月1日からは線状降水帯の発生の予測を開始し、「九州北部」など大まかな地域を対象に半日前から情報の提供を行っており、今後も、段階的に精度向上を図ることとしています。

「線状降水帯」による大雨の可能性を半日前からお伝えします 国土交通省



大雨災害に対する危機感を国民ひとりひとり早めに伝え、ハザードマップの確認など、災害への備えを促します



▲記者会見の様子

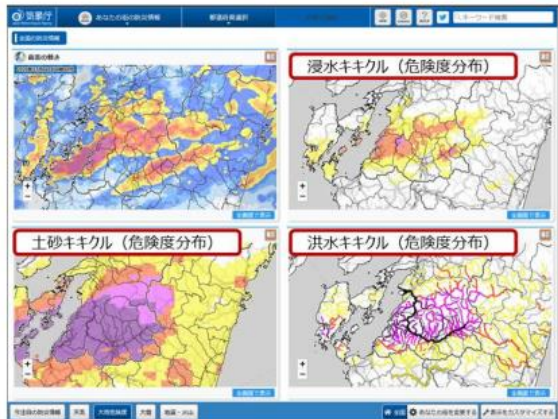
③住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ キキクル(危険度分布)の広報・普及促進

「危険度分布」の愛称を公募し、「キキクル」に決定しました。精度向上に取り組むとともに、いざというときの自主的な避難の判断に活用していただけるよう、認知度の向上に努めています。



長官会見で決定した愛称を発表



○ 警報・注意報の精度向上

大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の基準の定期的見直しや除外格子の設定を進め、精度の向上に努めています。

大雨特別警報（浸水害）の指標の改善

令和4年 6月30日～ 国土交通省

<改善のポイント> 警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、**災害発生との結びつきが強い「指数」**を用いて大雨特別警報（浸水害）の新たな基準値を設定。

<改善前の課題>
 大雨特別警報（浸水害）を発表したが多大な被害までは生じなかった事例が多みられる（例：平成26年8月の三重県の大雨事例、平成26年9月の北海道の大雨事例、平成29年7月の島根県の大雨事例）。
 また、多大な被害が発生したにもかかわらず、大雨特別警報（浸水害）の発表に至らなかった事例もみられる。

特別警報の指標に用いる基準値	大規模な浸水害を高い確度で適中させるよう指標、基準値を設定	
	中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように 流域雨量指数 の指標、基準値を設定	内水氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように 表面雨量指数 の指標、基準値を設定

洪水キキクル「災害切迫」(黒)の判定に用いる。 浸水キキクル「災害切迫」(黒)の判定に用いる。

- ✓ 大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。
- ✓ 島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。
- ✓ 警戒レベル5相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。

周防大島地域の減災に係る取組方針 (見え消し版)

平成30年2月26日

令和〇年〇月〇日

周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設の能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。~~今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。~~

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進められている~~ていくこととされた。~~

~~このような中、国土交通省では~~また、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

~~さらに~~本県でも、平成21年、22年、25年、26年と豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要がある。

~~こうしたことから、~~減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、周防大島町、下関地方气象台及び山口県からなる「周防大島地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」)を平成29年5月29日に設立した。

その後、水防法の改正により、「都道府県大規模氾濫減災協議会制度」が創設されたことに伴い、本協議会は、平成30年2月26日に水防法に基づく協議会に移行した。

本協議会では、~~周防大島地域において、~~施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「周防大島地域の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」)として取りまとめた~~うえ、~~減災に向けた対策を推進してきた。

また、近年は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、これまでの「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会の形成を目指すことが求められている。

本協議会は、今後引き続き、各構成機関が連携して減災に係る取組を推進し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき作成したものである。

2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、周防大島町、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 周防大島町長
気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長
山口県 総務部 理事（危機管理担当）
〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

3 周防大島地域の概要と主な課題

周防大島町は、山口県東南に位置し、瀬戸内海に浮かぶ島では3番目の面積を有しており、本土とは大島瀬戸を渡る大島大橋によって連結している。全般的に山岳起伏の斜地で600m級の山々が連なり、二級河川屋代川や、三蒲川、宮崎川、宮川等に沿って丘陵地が形成され、海岸線には国道437号や主要県道の環状道路網が形成されている。

本地域を流れる河川は、二級河川の屋代川水系屋代川及び一本松川、三蒲川水系三蒲川及び吉野川、宮崎川水系宮崎川、宮川水系宮川、坂本川水系坂本川、椋野本川水系椋野本川、庄地川水系庄地川、流田川水系流田川、津原川水系津原川、山根川水系山根川、立田川水系立田川、古川水系古川がある。

本地域における課題としては、ひとたび洪水等による氾濫が発生した場合、浸水により甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

4 現在の取組状況及び課題

周防大島地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

情報伝達、避難等に関する取組 (1/2)

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定 確認	基準水位に達した旨の情報を発信	県・町相互の情報共有が必要	1
	防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを作成・運用	タイムラインを作成し、防災行動の可視化・円滑化を図る関係機関で共有するとともに、時点修正等を適切に行うことが必要	2
	避難指示等の発令判断に資する情報の迅速な伝達・共有を図るため、ホットラインを運用	迅速な情報伝達を図られるよう、ホットラインの適切な運用が必要	3
避難勧告等の発令基準	避難勧告の基準となるマニュアルを作成・運用 ホットラインの運用により情報を伝達・共有(試行中、町より助言を求められた場合にも対応)	想定し得る最大規模の降雨を前提とした避難勧告等の判断基準の見直し及び迅速な情報伝達が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を基に避難所等を指定しており、計画降雨を前提としたハザードマップ等により周知	想定し得る最大規模の降雨を前提とした中小河川等における洪水浸水想定区域図を基にハザードマップの見直し・公表の指定が必要	4
	避難所看板の設置や更新等を実施	ハザードマップの作成や見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5

	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について周知	要配慮者利用施設の避難対策の検討や個別避難計画の作成が必要	6
	率先避難・呼びかけ避難の推進について周知	地域住民による自主的な避難体制づくりを推進することが必要	7
住民等への避難情報の伝達の体制や方法	防災情報システム、防災行政無線、防災メール、ウェブサイト、SNS、報道機関等による情報伝達を実施を活用し、避難情報や避難所開設等の各種防災情報を提供	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化を図るとともに、各種情報伝達手段の認知度向上が必要	7 8
	氾濫危険水位等に基づく避難勧告指示等を発令する場合は、上記と併せ広報車等により周知	水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要	8 9
	機能強化した山口県総合防災情報ネットワークシステムを活用し、避難発令情報や避難所開設等の各種防災情報を提供	防災・災害情報を発信する「防災やまぐち」について、県民の認知度の向上が必要	9 10
	住民の取るべき行動を5段階の警戒レベルにより提供	自主的な避難行動を判断するための参考となる「警戒レベル相当情報」等の理解の促進が必要	

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

効果的な水防活動に向けた取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
河川水位等に係る情報提供	水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等） 簡易型水位計、河川監	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	10 11

	視カメラを導入		
河川巡視	<p>治水上の影響に応じた区間に区分し、巡視頻度等を定め、定期的な河川巡視を実施</p> <p>出水後は緊急巡視等を実施</p>	河川巡視や重要水防箇所の情報提供・共有を進める継続的に実施することが必要	11 12
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫等に水防資機材を備蓄</p> <p>水防計画において、水防資機材の保管位置や備蓄量を情報共有</p>	水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の継続的な情報共有が必要	12 13
庁舎等の水害時における状況		—水害時においても業務を継続して行うための検討が必要	13

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
リスクの周知	<p>水位周知河川において、計画降雨を前提とした洪水浸水想定区域図・ハザードマップを作成・公表</p> <p>水害履歴の調査・整理を行い、関係機関で共有</p>	<p>水位周知河川に指定されていない中小河川等において想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図・ハザードマップの見直し作成・公表が必要</p>	14
	<p>報道機関等を通じた警報・注意報等の情報伝達を実施</p> <p>特別警報の呼びかけ方法や、警報・注意報の発表基準等の改善を実施</p>	<p>水位周知河川に指定されていない中小河川における水害リスク情報の把握・周知についても検討が必要</p>	15
		<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	16 15

	<p>気象庁ウェブサイトによる洪水キキクル警報の（危険度分布）の提供基準等の改善や民間事業者と連携した通知サービスを導入</p>	<p>警報・注意報等の防災気象情報の発表について方法の改善や、精度の向上について、継続的に検討することが必要</p>	16
		<p>中小河川等における洪水災害発生の危険度の高まりを把握するため、洪水キキクル警報の（危険度分布）に利用している流域雨量指数の理解促進及び危険度と河川水位の比較検証について、より一層の周知が必要</p>	17
<p>防災意識の啓発活動</p>	<p>防災をテーマとした講演やAR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習等を実施</p> <p>—また、自主防災組織の活性化を目的としたアドバイザー養成研修や県民を対象とした防災シンポジウムを開催</p> <p>自主防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p> <p>過去の被害を取りまとめた「災害教訓事例集」を改定</p> <p>「やまぐち防災学習館」等のWebサイトで、防災学習に活用できる資料を公開</p> <p>小中学生を対象に「避難カード」を配布</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要—想定し得る最大規模の降雨を前提としたハザードマップの公表に当たっては、住民等の的確な避難行動を促すための取組が必要</p>	18
		<p>関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要</p>	19

	気象台において、教育 機関と連携した防災学習 や自治体職員の防災対応 力向上を図るためのワー クショップ等を実施		
--	--	--	--

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施し、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりである。

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、各構成機関が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

○ 5年間で達成すべき減災目標

県政の運営方針である『元氣創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン』^{*}に掲げた、「災害に強い県づくり推進プロジェクト」を実行するとともに、河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、周防大島町、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

~~※現在は、新たな県政運営の指針として『やまぐち維新プラン』を策定済~~

○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
 - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定**確認**
 - ~~(2) 避難勧告等の発令判断を担う責任者（町長、防災危機管理監等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築~~
 - (2) 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化
 - (3) 住民等への避難情報の伝達体制の強化水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実

~~※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化~~

2 効果的な水防活動に向けた取組

- (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
- (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
- ~~(3) 庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討~~

3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

- (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
- (2) 出前講座等を活用した河川防災情報の周知 **防災意識の啓発**
- (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知 ~~方法の検討~~

6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的に、~~とした~~各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定 確認	<p>タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。</p> <p>洪水対応や訓練等により課題が見つかった場合等、必要に応じて「タイムライン」を検証、改訂する。</p> <p>河川の状況や気象情報等を迅速に伝達、共有するための「ホットライン」を適切に運用する。</p>	1, 2, 7 3	30～ 継続	全体
避難勧告等の発令判断を担う責任者（町長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	3	30	県、町
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	<p>想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、</p> <p>水位周知河川に指定していない中小河川等においても浸水想定区域を指定するとともに、避難所等の見直しを行うなど、避難対策の強化を図る。</p>	3, 4, 5, 6, 8, 14	30～ R3～	県、町

	要配慮者利用施設における避難確保計画や個別避難計画の作成等を促進し、避難の実効性確保に努める。	6	継続	県、町
	自主防災組織の育成や活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図る。	7	継続	県、町
住民等への避難情報の伝達体制の強化	防災メール等の多様な情報伝達手段について普及・啓発等を図る。	8,9	継続	全体
	住民等の的確な避難行動を促す各種防災情報について、内容をわかりやすく周知し、理解の向上を図る。	8,10	継続	全体
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	—過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。—	15	30～	県、町

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	12,13	30 継続	県、町
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報をあらかじめ共有するとともに、リアルタイムの水位情報の共有に	11,12	30 継続	県、町

	より、水防活動の円滑化を図る。			
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	13	31～	県、町

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について指導する。	6, 8, 9	30～ 継続	県、町
出前講座等を活用した河川防災情報の周知 防災意識の啓発	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進や防災学習等の一層の充実を図る。	7, 18, 19	30～ 継続	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	洪水浸水想定区域図やハザードマップを作成・公表するなど、中小河川等における水害リスク情報の充実化を図る。	4, 14	R3～	県、町
	避難行動のきっかけとなる河川水位情報等の充実化や、防災情報伝達手段の普及・啓発等を図る。	8, 11	継続	全体
	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	9, 10, 15, 16, 17	30～ 継続	全体

7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。